

エルタックス

e L T A Xによる市税の申告書や届出書などの提出が可能になります。

柏崎市では、e L T A Xによる電子申告の受付を平成21年12月14日から開始します。
これにより、市税に関する様々な申告・届出を、インターネットを利用して行うことができます。

※e L T A Xとは…地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを利用して地方税における手続きを電子的に行うシステムです。

◎e L T A Xで申告・届出ができる書類

柏崎市ではe L T A Xを利用して、次の書類を提出することができます。

◇法人市民税関係

- ・ 中間申告
- ・ 確定申告
- ・ 修正申告
- ・ 法人設立・設置届
- ・ 異動届 など

◇個人市・県民税（特別徴収）関係

- ・ 給与支払報告書
- ・ 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- ・ 普通徴収から特別徴収への切替依頼書
- ・ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 など

◇固定資産税（償却資産）関係

- ・ 全資産申告
- ・ 増加資産／減少資産申告
- ・ 修正申告 など

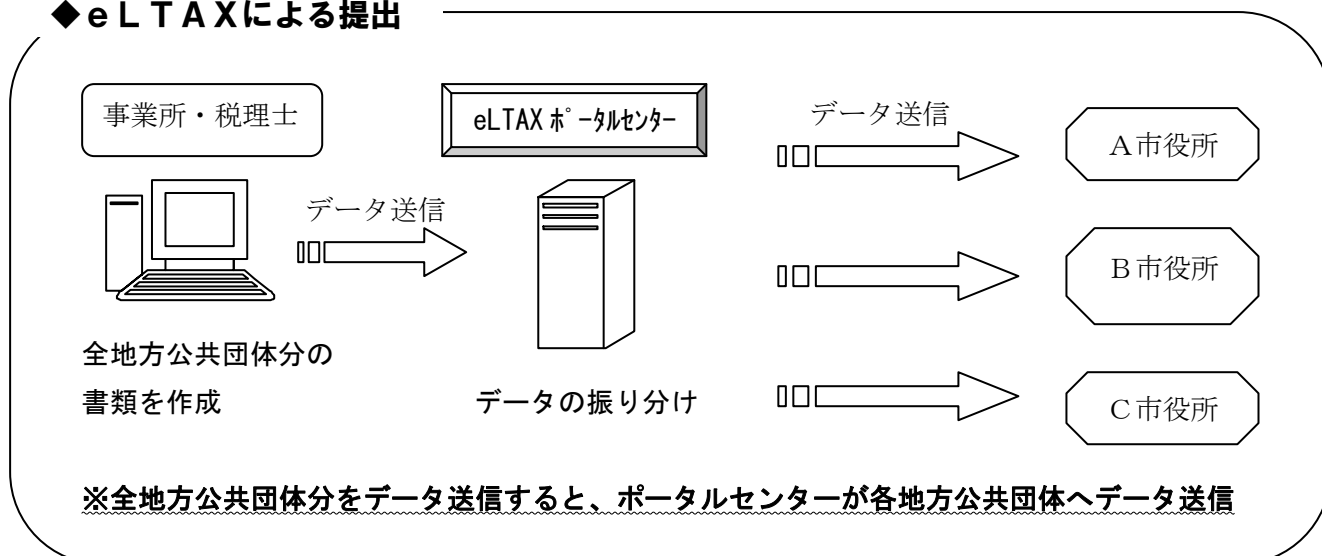
申告・届出についての問い合わせ先

- | | | | |
|-------------------|---|------------|--------------------|
| ・ 法人市民税関係 | … | 財務部税務課市民税係 | (TEL 0257-21-2247) |
| ・ 個人市・県民税（特別徴収）関係 | … | “ | (“) |
| ・ 固定資産税（償却資産）関係 | … | “ 家屋班 | (TEL 0257-21-2256) |

◎e L T A Xを利用すると…

これまでの紙による申告書や届出書などの提出については、提出先の地方公共団体ごとに仕分けを行い、市役所へ郵送または直接窓口にお持ちいただいていたが、e L T A Xを利用すると、複数の地方公共団体のものを一括まとめてデータ送信するだけでポータルセンターがそれぞれの地方公共団体へ送信するため、書類の仕分けや郵送、持参の手間がかからなくなります。

◆ e L T A Xによる提出



※紙による書類の提出も、従来どおり行うことができます。

◎ e L T A Xを利用するには・・・

(社) 地方税電子化協議会のホームページにアクセスし、「ご利用の流れ」に沿って、①～④の手続きを行ってください。

①利用届出を行います

利用届出(新規)を1度だけ行い、利用者IDを取得してください。1つの利用者IDで複数の地方公共団体に利用できます。

②手続き完了通知を受け取ります

数日後、利用届出(新規)の受付手続きが完了したことを知らせる「手続き完了通知」メールがe-mailアドレスへ届きます。この通知を受け取れば、利用者IDが有効になっているため、eLTAxのご利用が可能です。

③eLTAx対応ソフトウェアを取得します

申告書等の作成・送信は、PcdeskなどのeLTAx対応ソフトウェアから行います。eLTAx対応ソフトウェアを取得してください。

下記HPから、無料のeLTAx対応ソフトウェア(Pcdesk)を取得できます。また、市販の税務・会計ソフトウェアの中にも、eLTAxに対応しているものがあります。

④暗証番号を変更します

eLTAx対応ソフトウェアからeLTAxへログインし、仮暗証番号を変更してください。仮暗証番号には有効期限が設定されていますので、ご注意ください。

e L T A Xについての問い合わせ先

詳細は、(社) 地方税電子化協議会ホームページをご覧ください。

URL <http://www.eltax.jp>

電話 0570-081459

(受付時間 8:30~20:00 土日祝、年末年始を除く)